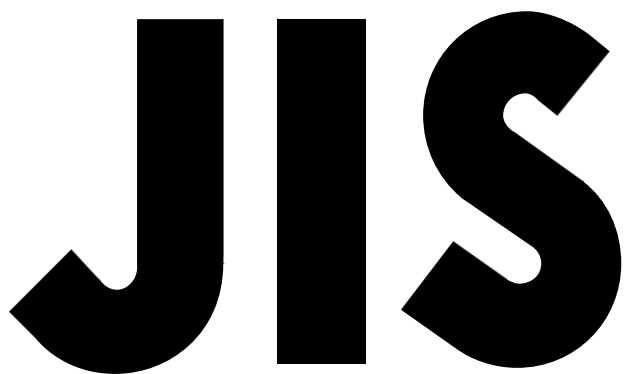




家庭用及びこれに類する用途のプラグ及び コンセント－第 1 部：一般要求事項

JIS C 8282-1 : 2010

平成 22 年 2 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前 田 育 男	IDEC 株式会社
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳 田 正 満	東京都市大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山 田 秀	筑波大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.7.20 改正：平成 22.2.22

官 報 公 示：平成 22.2.22

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

財団法人電気安全環境研究所

(〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12 TEL 03-3466-5162)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	7
5 試験に関する一般注意事項	7
6 定格	8
7 分類	8
8 表示	11
9 寸法検査	13
10 感電に対する保護	14
11 接地接続の手段	16
12 端子及び終端	18
13 固定形コンセントの構造	28
14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	33
15 インターロックされたコンセント	38
16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿性	38
17 絶縁抵抗及び耐電圧	41
18 接地極の動作	42
19 温度上昇	42
20 開閉容量	44
21 通常操作	45
22 プラグを引き抜くのに必要な力	47
23 可とうケーブル及びその接続	49
24 機械的強度	56
25 耐熱性	64
26 ねじ、通電部及び接続部	65
27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	67
28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性	69
29 耐腐食性	71
30 絶縁スリーブ付きピンの追加試験	71
附属書 A (規定) 工場配線可搬形アクセサリの安全関連定期試験 (感電防止及び正しい極性)	105
附属書 B (規定) 試験に必要な試験品の数	107
附属書 C (参考) 代替グリッピング試験	108
附属書 JA (規定) 屋内配線用機器の絶縁距離	109

	ページ
附属書 JB (規定) 各種アクセサリに対する適用早見表.....	117
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	119
解 説.....	138

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8282-1:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 8282 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8282-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8282-2-1 第 2-1 部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項

JIS C 8282-2-2 第 2-2 部：機器用コンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-3 第 2-3 部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-5 第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

JIS C 8282-2-6 第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-11 第 2-11 部：引掛形などの接続器の個別要求事項

白 紙

家庭用及びこれに類する用途の プラグ及びコンセント－第 1 部：一般要求事項

Plugs and socket-outlets for household and similar purposes－ Part 1: General requirements

序文

この規格は、2002 年に第 3 版として発行された **IEC 60884-1** 及び Amendment 1 (2006) を基に作成した日本工業規格であるが、日本の配電事情などを考慮したため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。また、**附属書 JA** 及び**附属書 JB** は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、家庭用及びこれに類する用途の交流専用プラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセントで、定格電圧が 50 V を超え 440 V 以下、定格電流が 32 A 以下の接地極付き又は接地極なしで、屋内用又は屋外用のものについて規定する。

ねじなし端子付固定形コンセントの定格電流は、最大 30 A [ただし、タイプ 1 (7.1.101 参照) の場合は 16 A] とする。

この規格は、埋込形取付ボックスには適用しないが、コンセントの試験に必要である露出形取付ボックスに対しては、関係する規定だけを適用する。

注記 1 取付ボックスの一般要求事項は、**JIS C 8462-1** による。

この規格は、電源コードセットに取り付けるプラグ及び延長コードセットに取り付けるプラグ並びに可搬形コンセントに適用する。また、関連する機器の規格に特に規定がない限り、機器の部品であるプラグ及びコンセントにも適用する。

この規格は、次のものには適用しない。

- － 工業用プラグ、コンセント及びカプラ
- － 機器用カプラ
- － 特別低電圧 (ELV) のプラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセント

注記 2 特別低電圧 (ELV) 値は、**JIS C 60364-4-41** に規定されている。

- － ヒューズ又は自動スイッチなどの付いた固定形コンセント

注記 3 パイロットランプ付きコンセントは、パイロットランプが関連する規格に適合する場合に適用する。

この規格に適合するプラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセントは、通常 25 °C を超えないが、